

会員規程

(目的)

第1条 本規程は、公益社団法人商事法務研究会(以下「本法人」という。)の会員の入会及び退会に関する事項並びにその他必要な事項を定める。

(入会)

第2条 本法人の目的及び事業に賛同して会員として入会しようとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。なお、会員は1名、1口とするが、同一会員が会員口数を複数口有することを妨げない。

2 前項により入会した会員は、一般社団法人及び一般財団法人法に関する法律上の本法人の社員を構成する。

(会員の権利等)

第3条 会員は、次の各号に定める権利を有する。なお、これらの権利は、会員口数を単位として受けることができる。

- (1)定例解説会及び研究会・シンポジウム等への無償参加並びに研修会への会員価格による参加。
- (2)定期懇談会への参加。
- (3)法務相談室の無償利用。
- (4)機関誌「旬刊商事法務」の無償配布。
- (5)前号に掲げる機関誌「旬刊商事法務」の記事を電磁的方法により集録したデータベースへのアクセス権の付与を無償で受けること。なお、本データベースは、同誌の1カ月経過後バックナンバー号記事を逐次追加する方法により構築されたものをいう。

2 前項第1号に規定する定例解説会及び研究会・シンポジウム等への参加については、原則として非会員の参加の機会を有償にて設けるものとする。

3 第1項第4号に規定する機関誌「旬刊商事法務」については、会員外である官公庁等希望者には有償での定期販売の取扱いを、また、非会員の一般希望者には有償での分売の取扱いを行うものとする。

(任意退会)

第4条 会員は、定款第8条により、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第5条 会員が定款第9条各号に掲げる事由に該当するときは、社員総会の特別決議（一般社団及び一般財団法人に関する法律第49条2項に定める決議）によって当該会員を除名することができる。

(会員資格の喪失)

第6条 前2条のほか、会員が、定款第10条各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

[削除]

(改廃)

第7条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

本規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2.本改正規程第3条第1項第5号に定める機関誌「旬刊商事法務」の記事データベースへのアクセス権に関しては、その利用開始は、平成24年4月1日からとし、提供の詳細については、別に定めるデータベース提供運用規程による。

平成30年5月22日 一部改定